

特別養護老人ホーム有宝荘 利用料金表

(令和8年8月1日～)

(単位:円)

利用者負担段階		介護サービス費	個別機能訓練加算	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	夜勤配置加算Ⅰ	日常生活継続支援加算	介護職員等処遇改善加算	食費	居住費	1日合計 (月単位の加算除く)	口腔衛生管理加算Ⅰ (月単位)	科学的介護推進体制加算 (月単位)	生産性向上推進体制加算Ⅱ (月単位)	1ヶ月 (31日) 合計
第1段階	要介護度1	589	12	4	8	13	36	117	300	0	1,079	90	50	10	33,610
	要介護度2	659						129			1,161				36,162
	要介護度3	732						142			1,247				38,823
	要介護度4	802						154			1,329				41,375
	要介護度5	871						166			1,410				43,891
第2段階	要介護度1	589	12	4	8	13	36	117	390	430	1,599	90	50	10	49,730
	要介護度2	659						129			1,681				52,282
	要介護度3	732						142			1,767				54,943
	要介護度4	802						154			1,849				57,495
	要介護度5	871						166			1,930				60,011
第3段階①	要介護度1	589	12	4	8	13	36	117	680	430	1,889	90	50	10	58,720
	要介護度2	659						129			1,971				61,272
	要介護度3	732						142			2,057				63,933
	要介護度4	802						154			2,139				66,485
	要介護度5	871						166			2,220				69,001
第3段階②	要介護度1	589	12	4	8	13	36	117	1,420	530	2,729	90	50	10	84,760
	要介護度2	659						129			2,811				87,312
	要介護度3	732						142			2,897				89,973
	要介護度4	802						154			2,979				92,525
	要介護度5	871						166			3,060				95,041
非該当	要介護度1	589	12	4	8	13	36	117	1,545	915	3,239	90	50	10	100,570
	要介護度2	659						129			3,321				103,122
	要介護度3	732						142			3,407				105,783
	要介護度4	802						154			3,489				108,335
	要介護度5	871						166			3,570				110,851

【加算の説明】

*1割負担の場合

加算名	金額	概要
個別機能訓練加算	12/日	機能訓練指導員により、個別機能訓練計画に基づき、機能訓練を実施した場合
看護体制加算Ⅰ	4/日	常勤の看護師を配置した場合
看護体制加算Ⅱ	8/日	基準を上回る看護職員を配置した場合
夜勤配置加算	13/日	基準を超えて夜勤職員を配置した場合
日常生活継続支援加算	36/日	認知症の高齢者等が一定割合以上入所しており、且つ介護福祉士の資格を有する職員を一定割合以上配置した場合
口腔衛生管理加算Ⅰ	90/月	入所者の状態に合わせた口腔衛生管理を行った場合
科学的介護推進体制加算	50/月	さまざまなケアにより記録している利用者の状態像にかんする情報について、厚生労働省が指定するデータベースに情報を提供し、得られるフィードバックを基に、PDCAによりケアの質を高めていく取り組みを行った場合。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10/月	ICTや介護ロボットの導入と業務改善によりケアの質の向上と負担軽減の両立を図っていく場合
初期加算	30円/日	新規入所又は30日以上入院後の再入所の場合、1日あたりの加算(最大30日間)
外泊時費用	246円/日	入院・居宅等への外泊の場合、1日あたりの費用(最大6日分) *外泊時費用は上記サービス費用等と重複は致しません。
看取り加算		医師が終末期であると判断した利用者について、看取り介護を行った場合
	72円/日	死亡日以前 31日以上、45日以内
	144円/日	死亡日以前 4日以上、30日以内
	680円/日	死亡日以前 2日又は3日
	1,280円/日	死亡日
*看取りの開始にあたっては、医師の判断のもとご家族等への説明(同意を得た)上で行います。		

【その他の費用】

費用名	金額	概要
日常生活費	実費	ティッシュ、歯ブラシ等日用品の費用
教養娯楽費	実費	クラブ活動等の材料に要した費用
物品購入代行サービス	実費	購入依頼のあった物品を購入するのに要した費用
医療費	実費	診療代、薬代等に要した費用
預り金等の管理費	1,400円/月	上記等の金銭管理を希望された場合の管理費、その他事務手続き代行費用



『介護保険制度の改定や当施設のサービス内容の変更等により、利用料は変更される場合があります』

ご不明な点は施設へお問合せ下さい(有宝荘:0957-82-8300)

【参考】

【居住費の自己負担額の基準となる、利用者負担段階について】

※介護保険負担限度認定申請
◇前提条件・・・①本人を含む世帯全員が市民税非課税であること ②配偶者（内縁、別世帯を含む）が市民税非課税であること

利用者負担段階	対 象 者	
第1段階	所得等の要件	・本人及び世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者
	預貯金等の要件	・預貯金、有価証券等の合計が1,000万円以下であること(夫婦は合計2,000万円以下)
第2段階	所得等の要件	・本人及び世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額、非課税年金収入額と合計所得金額の合計額が82.65万円以下の方
	預貯金等の要件	・預貯金、有価証券等の合計が650万円以下であること(夫婦は合計1,650万円以下)
第3段階①	所得等の要件	・本人及び世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額、非課税年金収入額と合計所得金額の合計額が82.65万円超120万円以下の方
	預貯金等の要件	・預貯金、有価証券等の合計が550万円以下であること(夫婦は合計1,550万円以下)
第3段階②	所得等の要件	・本人及び世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額、非課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の方
	預貯金等の要件	・預貯金、有価証券等の合計が500万円以下であること(夫婦は合計1,500万円以下)
第4段階	上記に該当しない方(負担限度額認定証をお持ちでない方)	

【介護サービス費利用者負担の合計額が上限を超えた場合に支給される高額介護サービス費用の上限について】

※1ヵ月の高額サービス費上限額(高額サービス費適用分に関しては、市町村より直接ご本人の口座へ支給されます)

所得区分	所得区分		上限額 ＊世帯合計＊
第1段階	①生活保護の被保護者		①個人15,000円 ②世帯15,000円 ③世帯24,600円 個人15,000円
	②15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合		
	③市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者		
第2段階	○市町村民税非課税世帯で「公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額」が80万円以下		世帯24,600円 個人15,000円
第3段階	○市町村民税非課税世帯 ○24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合		世帯24,600円
第4段階	①市町村民税課税世帯から課税所得約380万円(年収約770万円未満)		①世帯44,400円 ②世帯93,000円 ③世帯140,100円
	②課税所得約380万円(年収約770万円)以上～同約690万円(同約1,160万円)		
	③課税所得約690万円(年収約1,160万円以上)		

<参考> 要介護3 31日間の介護サービス費用＝29,523円